

麻生区町内会事業提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の課題の解決に資するため、町内会・自治会（以下、「町内会等」という。）と麻生区役所が協働して事業に取り組む麻生区町内会事業提案制度（以下、「提案事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 この要綱において、提案事業とは、地域の課題解決のために、町内会等から事業提案を受け、選定された事業を提案した町内会等と協働して実施する事業をいう。

(提案町内会等の要件)

第3条 この提案事業の申請ができる町内会等は、麻生区内に組織されている町内会等とする。

- 2 町内会等の一組織として構成されている団体（会則又はこれに相当する書類を備えていることを要する）から提案があった場合は、上位組織の町内会等からの提案とみなす。
- 3 複数の町内会等が共同で提案をする場合、1つの事業とみなす。
- 4 提案は、同一年度一町内会等につき1回限りとし、通算して3回までとする。

(対象事業)

第4条 対象となる事業は、地域の課題解決に資するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託又は補助助成を受けている、若しくは受ける見込みのあるもの
- (2) 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治、宗教又は選挙の活動を目的としたもの
- (4) 事業実施を伴わない調査・研究のみのもの
- (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (6) 物品・備品の購入や設置を目的としたもの
- (7) 懇親だけを目的としたもの
- (8) 周年記念だけを目的としたもの
- (9) 公序良俗に反するもの
- (10) その他、麻生区長（以下、「区長」という。）が提案事業になじまないと判断したもの

(提案方法)

第5条 事業を提案しようとする町内会等は、次に掲げる書類を区長へ提出するものとする。

- (1) 麻生区町内会事業提案制度提案書（第1号様式）
- (2) 事業見積書（第2号様式）
- (3) その他区長が必要とする書類

(事業の決定)

第6条 区長は、提案事業の認定にあたっては、麻生区町内会事業提案制度審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に諮り、その意見を尊重して事業実施の可否を決定する。なお、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

2 区長は、前項の決定をしたときは、その結果（条件を付した場合は、条件を含む。）を麻生区町内会事業提案制度審査結果通知書（第3号様式）により事業を提案した町内会等に通知するものとする。
（協定締結）

第7条 前条の規定により実施を決定した事業について、事業を実施する町内会等（以下、「実施町内会等」という。）及び川崎市は、事業実施にあたっての基本的事項や役割分担等を協議した上で、協定書を締結する。
（経費負担）

第8条 川崎市は、前条に規定する協定書に基づき事業を実施するにあたり、負担金として20万円を上限に、本事業の経費の全部又は一部を負担する。

2 川崎市が負担する経費は概算払いとし、事業実施後に余剰金が発生した場合は、川崎市へ返還するものとする。
（事業期間）

第9条 実施町内会等は、協定を締結した日から同一年度の協定書に定める期日までに事業を実施しなければならない。ただし、事業を継続して実施する場合は、改めて提案事業の申請を行わなければならない。
（事業内容の変更等）

第10条 実施町内会等は、事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに区長に麻生区町内会事業提案制度（変更・中止）申出書（第4号様式）により申し出を行い、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 区長は、前項の規定により申し出を受けたときは、可否を決定し、麻生区町内会事業提案制度（変更・中止）申出承認・不承認通知書（第5号様式）により実施町内会等に通知するものとする。
3 区長は、前項の規定により事業の内容の変更又は中止を承認した場合は、既に支払を行った負担金の一部又は全部の返還を実施町内会等に求めることができる。

（状況報告及び調査）

第11条 区長は、事業の適正な執行を期するため、必要に応じて、実施町内会等に対して事業の状況報告を求めることができる。

2 区長は、必要に応じて事業の状況について調査を行うことができる。
3 区長は、前項の規定に基づく確認又は調査の結果、必要な場合に指導、助言を行うことができる。

（実施報告）

第12条 実施町内会等は、事業が完了又は中止したときは、速やかに次の書類を区長へ提出しなければならない。

（1）麻生区町内会事業提案制度実施報告書（第6号様式）

（2）事業収支決算書（第7号様式）

（3）その他事業の成果が確認できるもの。

（書類の保管）

第13条 実施町内会等は、当該事業に係る書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(麻生区町内会事業提案制度実施要綱の廃止)

2 麻生区町内会事業提案制度実施要綱（平成23年川麻地第230号）は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年3月1日以前に承認された提案事業は、なお従前の例による。

（あて先）

川崎市麻生区長

（申請者）

所在地

町内会等名

代表者名

麻生区町内会事業提案制度提案書

年度麻生区町内会事業提案制度について、関係書類を添え、次のとおり提案します。

事業名	
予算額	円 (内訳：市負担額 円、町内会等負担額 円、その他 円)
事業目的	どのような地域課題の解決につながるか
事業内容	事業概要、対象（どこで、誰に）、手法（いつ、どのように、何をなど）、開催回数、参加予定者数など具体的に

<p>事業期間 及び スケジュール</p>	
<p>事業効果</p>	<p>事業を実施することで会員等がどのような効果を受けるか</p>
<p>本事業の 提案回数</p>	<p>回目（ 年度・ 年度）</p>
<p>連絡責任者 氏名</p>	
<p>住所</p>	
<p>電話 FAX</p>	
<p>メール アドレス</p>	
<p>貴町内会等 での役職</p>	

第2号様式（第5条関係）

事業見積書

収入

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
川崎市負担金		
町内会等負担金		
合 計		

支出

(単位：円)

項 目	川崎市 負担金額	町内会等 負担金額		内 訳
小 計				
合 計				

※この様式に書ききれない場合は、任意の様式に必要事項を記入してください。

※事業完了時に提出する事業収支決算書には、上記に記載された支出の領収書等の添付が必要になります。

第3号様式（第6条関係）

文書番号
年 月 日

（あて先）

町内会等名

代表者名

川崎市麻生区長

麻生区町内会事業提案制度審査結果通知書

年 月 日付で申請のあった下記の事業について、麻生区町内会事業提案制度実施要綱第6条第2項に基づき、次のとおり審査結果を通知します。

事業名	
町内会等名	
審査結果	1 上記事業を承認します。 2 上記事業を承認しません。
備考	

年 月 日

（あて先）
川崎市麻生区長

（申請者）
所在地
町内会等名
代表者名

麻生区町内会事業提案制度（変更・中止）申出書

年 月 日付けで麻生区町内会事業提案制度で承認された次の事業について、次のとおり（変更・中止）したいので、麻生区町内会事業提案制度実施要綱第10条に基づき申し出ます。

事業名	
変更・中止区分 及び その理由	(区分) <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 (理由)
変更内容	
今後の対応	

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）

町内会等名

代表者名

川崎市麻生区長

麻生区町内会事業提案制度（変更・中止）申出承認・不承認通知書

貴町内会等から、 年 月 日付けで申出のあった下記事業の（変更・中止）
について、次のとおり通知します。

事業名	
変更・中止の 申出について	1 承認します。 2 承認しません。
備考	

（あて先）
川崎市麻生区長

（申請者）
所在地
町内会等名
代表者名

麻生区町内会事業提案制度実施報告書

年度麻生区町内会事業提案制度において承認された次の事業について、当該事業を実施しましたので、麻生区町内会事業提案制度実施要綱第12条に基づき報告します。

事業名	
事業費	円
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	
実施内容	※具体的な実施内容（開催日、回数、参加人数なども）を記入してください。
事業の効果	

第7号様式（第12条関係）

事業収支決算書

収入

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
川崎市負担金		
町内会等負担金		
合 計		

支出

(単位：円)

項 目	川崎市 負担金額	町内会等 負担金額		内 訳
小 計				
合 計				

※この様式に書ききれない場合は、任意の様式に必要事項を記入してください。

※上記に記載された支出の領収書等を添付してください。